

定 款

第1章 総 則

<商号>

第1条 当社は、株式会社乃村工藝社と称し、英文では、NOMURA Co., Ltd. と表示する。

<目的>

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 ディスプレイの企画、設計、監理および制作
- 2 建築の企画、設計、監理および施工
- 3 広報、広告に関する企画、設計および制作
- 4 ディスプレイに関する展示機器、演出装置、室内外装飾用品等の仕入、企画、設計、製作および販売
- 5 催事に関する企画および運営
- 6 各種印刷物の出版、画像ソフトウェア・データおよび映像媒体の企画、制作および販売
- 7 企業その他事業体の経営に関する総合診断および指導
- 8 ディスプレイ製作用機械器具および機材等の仕入、製作および販売
- 9 事務所用什器、備品、文具等の製作、仕入および販売
- 10 紙・木工製品、衣料用繊維製品、貴金属製品、硝子・陶磁器製品、玩具、食料品および日用雑貨品等の仕入、企画および販売
- 11 遊園地、飲食店、土産物店および教育・スポーツ・宿泊等各種施設の経営
- 12 貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業
- 13 一般廃棄物および産業廃棄物処理ならびに収集運搬に関する一切の業務
- 14 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- 15 旅行業および労働者派遣事業ならびに有料職業紹介事業
- 16 前各号に関する調査、コンサルティングおよび情報の提供
- 17 不動産の売買、賃貸およびそれらの仲介ならびに管理
- 18 不動産投資顧問業
- 19 貸金業
- 20 警備業
- 21 前各号に付帯または関連する一切の事業

<本店の所在地>

第3条 当社は、本店を東京都港区におく。

<機関>

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

<公告方法>

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載しておこなう。

第2章 株 式

<発行可能株式総数>

第6条 当社の発行可能株式総数は、4億7,634万株とする。

<単元株式数>

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

<単元未満株式についての権利>

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

<単元未満株式の買増し>

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

<株主名簿管理人>

第10条 当社は、株主名簿管理人をおく。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

＜株式取扱規則＞

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続きは、法令または本定款に定める場合のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

＜招集＞

第12条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にその都度招集する。

＜定時株主総会の基準日＞

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

＜招集者および議長＞

第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほか、取締役会の決議によりあらかじめ定めた代表取締役が招集し、議長となる。ただし、上記の代表取締役に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

＜電子提供措置等＞

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

＜決議の方法＞

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。

＜議決権の代理行使＞

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

<員数>

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

<選任方法>

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

<任期>

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

<代表取締役>

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

<取締役会の招集権者および議長>

第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合のほか、取締役会の決議により、あらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の代表取締役に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

<取締役会の招集>

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

<取締役会の決議の省略>

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったも

のとみなす。

＜重要な業務執行の決定の委任＞

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

＜取締役会規則＞

第26条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めのある場合のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

＜報酬等＞

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

＜取締役の責任免除＞

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

＜常勤の監査等委員＞

第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

＜監査等委員会の招集＞

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

＜監査等委員会規則＞

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に別段の定めのある場合のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

<選任方法>

第32条 会計監査人は、株主総会において選任する。

<任期>

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

<事業年度>

第34条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

<剰余金の配当等の決定機関>

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

<剰余金の配当の基準日>

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。

<配当金の除斥期間>

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

<監査役の責任免除に関する経過措置>

第1条 当社は、第85回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

<電子提供措置等に関する経過措置>

第2条 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除と変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日で

- ある2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
 3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

制定：1942（昭和17）年12月9日

改訂：2016（平成28）年5月26日

改訂：2017（平成29）年5月25日

改訂：2019（令和元）年6月1日

改訂：2021（令和3）年5月27日

改訂：2022（令和4）年5月26日